



コバトン



令和 7 年度病虫害発生予察注意報第 7 号

令和 7 年 9 月 22 日
埼玉県病虫害防除所

県内のシロイチモジヨトウのフェロモントラップへの誘殺数が、すべての調査地点で多くなっています。このうち、平年及び準平年との比較ができる 2 地点で平年を大きく上回っており、多発した昨年よりさらに多くなっています。

また、県内各地で、ネギやダイズ等で幼虫による食害が確認されています。本虫は、野菜や花きを主として 60 種類以上の作物を加害するため、今後ブロッコリー等での被害も懸念されます。

特に、ネギでは幼虫が葉身内へ食入してしまうと薬剤の効果が低下するため、被害を確認したら直ちに防除を実施しましょう。

作物名 ネギ、ダイズ、ブロッコリー、その他野菜類
病虫害名 シロイチモジヨトウ

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 病虫害防除所が県内 4 地点に設置しているシロイチモジヨトウのフェロモントラップへの雄成虫誘殺数が全地点とも多い。うち、平年及び準平年との比較が可能な 2 地点では平年を大きく上回って推移している。既に本年 8 月 22 日に本虫を対象に注意報を発表したが、その後も多発生が継続している（図）。
- (2) 9 月 18 日に気象庁が発表した季節予報によれば、関東甲信地方の向こう 1 か月の気温は高いと予想されている。現在活発となっている本虫の活動は継続することが予想される。
- (3) ネギおよびダイズほ場において幼虫による食害が広く確認されている（写真 1～4）。定植期であるブロッコリーや、その他の作物でも被害が懸念される。

3 防除対策等

- (1) 早期発見に努め、卵塊や孵化直後の 1～2 齢幼虫の集団を見つけたら速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。
- (2) 幼虫が作物内に食入すると薬剤の効果が低下するため、被害を確認したら直ちに防除を実施する。
- (3) 老齢幼虫に対しては薬剤の効果が低下するため、薬剤散布は若齢幼虫のうちに実施する。また、抵抗性害虫の発生を避けるため、作用機構が同じ薬剤の連

用を避ける（表１～３）。

（４）ほ場周辺の広葉雑草は発生源となるため（写真５・６）除草を徹底し、ほ場衛生に努める。

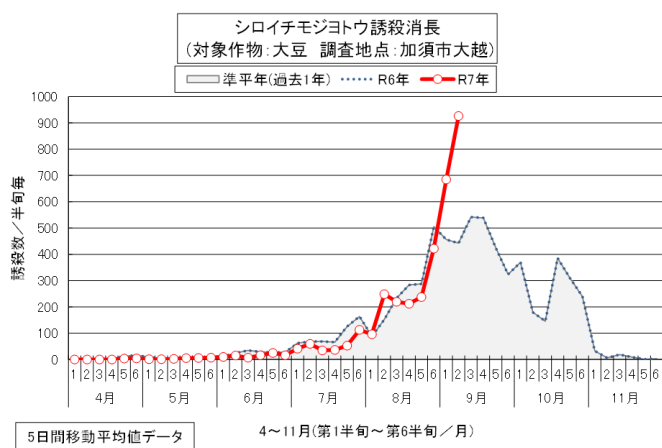
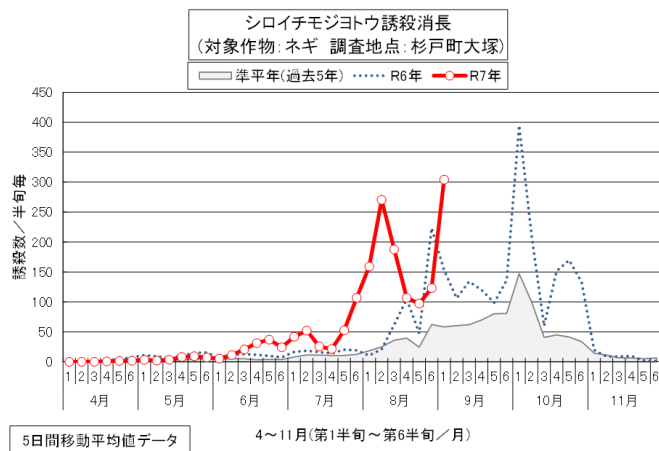
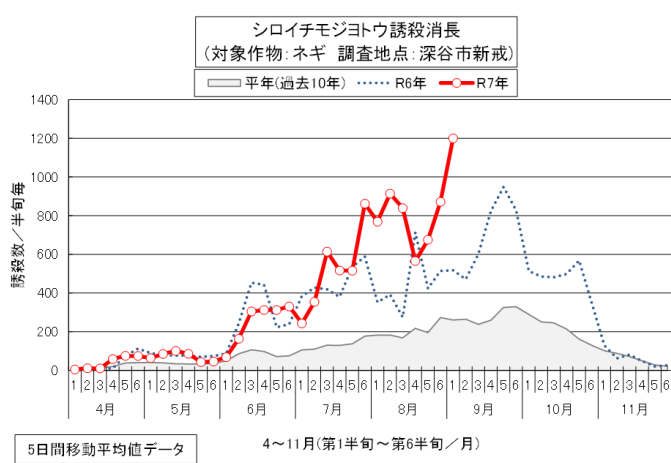


図 雄成虫の誘殺消長（左上：深谷市、右上：杉戸町、左下：加須市、右下：白岡市※）
※白岡市はR 7年からの調査のため当年データのみ



写真１ ネギを食害する幼虫



写真２ ネギ葉身内に食入した幼虫



写真3 ダイズを食害する幼虫
(褐色型：幼虫には体色変異がある)



写真4 ブロッコリーを食害する幼虫



写真5・6 ほ場の周囲に生育した広葉雑草を食う幼虫

表1 ネギのシロイチモジヨトウの防除薬剤例

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用 回数
アディオン乳剤	3 A	収穫7日前まで	3回以内
スピノエース顆粒水和剤	5	収穫3日前まで	3回以内
アフームエクセラ顆粒水和剤	6、1 5	収穫7日前まで	3回以内
コテツフロアブル	1 3	収穫7日前まで	2回以内
トルネードエースDF	2 2 A	収穫14日前まで	2回以内
ベネビアOD	2 8	収穫前日まで	3回以内
グレーシア乳剤	3 0	収穫7日前まで	2回以内

(使用基準は令和7年9月19日現在)

表2 ブロッコリーにおけるシロイチモジヨトウの防除薬剤例

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用 回数
ディアナSC	5	収穫前日まで	2回以内
アニキ乳剤	6	収穫3日前まで	3回以内
ジャックポット顆粒水和剤	1 1 A	発生初期 但し、収穫前日まで	—
コテツフロアブル	1 3	収穫3日前まで	2回以内
ブロフレアSC	3 0	収穫前日まで	3回以内

(使用基準は令和7年9月19日現在)

表3 ダイズにおけるシロイチモジヨトウの防除薬剤例

薬 剤 名	I R A C コード	使用時期	使用 回数
プレオフロアブル	UN	収穫7日前まで	2回以内
デルフィン顆粒水和剤	1 1 A	発生初期 但し、収穫前日まで	—
ブロフレアSC	3 0	収穫前日まで	3回以内

(使用基準は令和7年9月19日現在)

<農薬使用上の注意事項>

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度確認する。特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

4 問合せ先

埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661